

# 「六価クロム化合物」の基準値が変更されました。

# 水質管理目標設定項目の一部が改正されました。

令和2年4月1日より施行。

## 1. 水質基準の改正について

「水質基準に関する省令」(平成15年厚生労働省令第101号)の一部を改正し、六価クロム化合物の基準が強化されました。また「給水装置の構造及び材質の基準」及び「水道施設の技術的基準(薬品基準及び資機材材質基準)」も改正されました。

(令和2年3月30日 水質基準に関する省令の一部を改正する省令(厚生労働省令第38号))

表1 六価クロム化合物の基準値改正

	改正前(旧)	改正後(新)
水道水質基準	0.05 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下
給水装置の構造及び材質の基準(給水末端)	0.005 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下
給水装置の構造及び材質の基準(給水末端以外)	0.05 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下
水道施設の技術的基準	0.005 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下

## 2. 水質管理目標設定項目に係る改正について

・水質管理目標設定項目にペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)(以下PFOS及びPFOA)が追加されました。

・農薬類の対象農薬リストに掲げるカルタップ、ジクワット、プロチオホスについて、それぞれ目標値が見直されました。

健康局長通知「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について」(平成15年健発第1010004号)

表2 PFOS及びPFOA及び農薬類の目標値見直し

項目	改正前(旧)	改正後(新)
PFOS及びPFOA	-	0.00005 mg/L(暫定)
カルタップ	0.3mg/L	0.08 mg/L
ジクワット	0.005 mg/L	0.01 mg/L
プロチオホス	0.004 mg/L	0.007 mg/L

## 水道水質51項目基準値

	項目	単位	基準値	
健康に関連する項目	1	一般細菌	個/mL	100
	2	大腸菌	-	不検出
	3	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.003
	4	水銀及びその化合物	mg/L	0.0005
	5	セレン及びその化合物	mg/L	0.01
	6	鉛及びその化合物	mg/L	0.01
	7	ヒ素及びその化合物	mg/L	0.01
	8	六価クロム化合物	mg/L	0.02
	9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.04
	10	シアン化合物イオン及び塩化シアン	mg/L	0.01
	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	10
	12	フッ素及びその化合物	mg/L	0.8
	13	ホウ素及びその化合物	mg/L	1.0
	14	四塩化炭素	mg/L	0.002
	15	1,4-ジオキサン	mg/L	0.05
	16	ジス-1,2-ジクロロエチレン及びトリス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04
	17	ジクロロメタン	mg/L	0.02
	18	テトラクロロエチレン	mg/L	0.01
	19	トリクロロエチレン	mg/L	0.01
	20	ベンゼン	mg/L	0.01
	21	塩素酸	mg/L	0.6
	22	クロロ酢酸	mg/L	0.02
	23	クロロホルム	mg/L	0.06
	24	ジクロロ酢酸	mg/L	0.03
	25	ジブromクロロメタン	mg/L	0.1
	26	臭素酸	mg/L	0.01
	27	総トリハロメタン	mg/L	0.1
	28	トリクロロ酢酸	mg/L	0.03
	29	ブromジクロロメタン	mg/L	0.03
	30	ブromホルム	mg/L	0.09
	31	ホルムアルデヒド	mg/L	0.08
性状に関連する項目	32	亜鉛及びその化合物	mg/L	1.0
	33	アルミニウム及びその化合物	mg/L	0.2
	34	鉄及びその化合物	mg/L	0.3
	35	銅及びその化合物	mg/L	1.0
	36	ナトリウム及びその化合物	mg/L	200
	37	マグネシウム及びその化合物	mg/L	0.05
	38	塩化物イオン	mg/L	200
	39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	300
	40	蒸発残留物	mg/L	500
	41	陰イオン界面活性剤	mg/L	0.2
	42	ジェオスミン	mg/L	0.00001
	43	2-メチルイソボルネオール	mg/L	0.00001
	44	非イオン界面活性剤	mg/L	0.02
	45	フェノール類	mg/L	0.005
	46	有機物(全有機炭素TOC)	mg/L	3
	47	pH値	-	5.8-8.6
	48	味	-	異常でない
	49	臭気	-	異常でない
	50	色度	度	5
	51	濁度	度	2

< 認定・登録 >

ISO/IEC17025 認定取得機関	ASNITE0088T
JISQ9001・ISO9001 認証取得機関	JCQA-1365
JNLA 登録試験事業者	072036JP
水道法第 20 条の 4 第 2 項検査機関登録	厚労省登録第 16 号
簡易専用水道検査機関登録	厚労省登録第 22 号
食品衛生法に基づく検査機関登録	厚労省発関厚第 0122004 号
薬事法に基づく試験検査機関登録	厚労省登録第 164 号
作業環境測定登録機関	千葉労働局 12-18 号
計量証明事業登録機関(濃度)	千葉県第 507 号
計量証明事業登録機関(音圧レベル)	千葉県第 566 号
計量証明事業登録機関(振動加速度レベル)	千葉県第 608 号
特定計量証明事業登録機関(ダイオキシン類)	千葉県特第 003 号
建築物飲料水水質検査業登録機関	千葉市 29 水第 4 号
水道 G L P	JWWA-GLP132

< 各種検査の問い合わせ >

飲料水・環境検査	Tel:043-242-5940、242-3833
食品薬品検査	Tel:043-205-8225
簡易専用水道	Tel:043-203-1066
製品安全検査	Tel:043-295-2017

< 交 通 >

(本部・環境検査・簡易専用水道)



〒260-0024 千葉市中央区中央港 1 丁目 12 番 11 号  
 JR 千葉駅より千葉都市モノレール「千葉みなと駅」から徒歩 7 分  
 JR 京葉線千葉みなと駅から徒歩 7 分

(食品薬品部・緑の森研究所)



〒267-0056 千葉市緑区大野台 2 丁目 3 番 36  
 JR 外房線土気駅よりタクシー 10 分  
 お車の場合、千葉外房有料道路大木戸インターチェンジ下車 2 分

水道水質基準が変わります

一六価クロム化合物の基準が  
変更になります



一般財団法人  
千葉県薬剤師会検査センター



<http://www.chiba-kensacenter.or.jp/>

Technical News No. 2004